

今年の総会は、あの加藤訴訟の地、

# 秋田で開催！

格差社会と憲法25条

加藤裁判に学び、生活保護とナショナルミニマムを考える

## 全国生活保護裁判連絡会

### 第12回総会・交流会

#### ● 日程・会場

〈日時〉 2006年10月1日（日）午前9時半開場。10時開会～午後4時  
〈会場〉 秋田県社会福祉会館 〒010-0922 秋田市旭北栄町1番5号  
TEL 018-864-2700 FAX 018-864-2701

#### ● 記念講演

### 「加藤裁判と私」

～なぜ、生活保護裁判にといくんだか 弁護士菅沼友子さん

#### ● 分科会

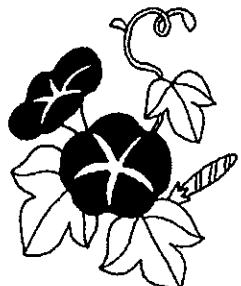
- ① 生活保護基準を問う
- ② 生活保護の運用・生活保護争訟の現状と成果
- ③ 社会保障の危機と生活保護

#### ● 参加費・資料代(当日払い) <参加費> 500円 <資料代> 1,000円

- ・ 老齢加算、母子加算の削減・廃止許さず、生存権裁判に勝利しよう！
- ・ 二度と餓死や自殺を出さない、まともな生活保護行政を確立しよう！
- ・ 憲法9条とともに、25条を守り、人間らしい生活ができるナショナルミニマム（最低賃金、生活保護基準）をつくり出そう！

一生  
保  
教  
判  
連  
絡  
会  
ス

第三〇号 二〇〇六年八月発行  
○発行 全国生活保護裁判連絡会  
○事務局 竹下法律事務所  
(七五一一四一一四四四)



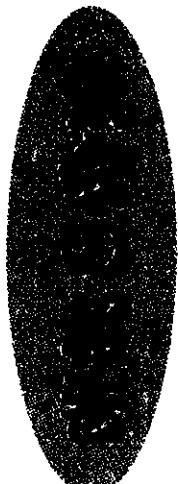
7月22日～23日 高松で『全盲の弁護士竹下義樹さんを囲む2日間』集会

7月22日、23日の2日間、『全盲の弁護士竹下義樹さんを囲む2日間』と銘打った講演とシンポジウムがそれぞれ70人の参加を得て開かれました（『香川・福祉制度を考える実行委員会』主催）。

22日は『障害者問題を考える』、テークは「夢を持つて生きるために、ひとつひとつの差別を許さない」で、竹下弁護士の講演と高松の障害者4人が参加してのシンポジウムが行われました。竹下弁護士からは弁護士になるまでの話や障害者差別禁止法制定の必要性、今どのようになつて、説得力のある話がありました。シンポジウムでは、それぞれのこれまでの障害者としての取り組みとともに障害者自立支援法が障害者にとって自立阻止法となつていい実態が報告されました。

23日は『生活保護を考える』、テーマは「今、生存権を問う生きる権利と生活保護行政」で、竹下弁護士は講演で憲法25条生存権の重要性から生活保護訴訟への関わりから学んだことが話されました。

シンポジウムでは岡田徹太郎氏（香川大教員）がコーディネーター、竹下弁護士、浅野健一氏（ジャーナリスト・同志）が



社大学教員)、金永子氏(四国学院

大学教員)、皆本郁氏(神戸公務員

ボランティア・神戸の冬を支える

会)がパネリストとなり、現在の

生活保護行政の問題点、福祉事務

所窓口に警察官を面接員として配

置している高松市の問題について

意見を出し合つた。皆本氏から

は、最近の厚労省の適正運用手引

きなどから保護制度が危機に瀕し

てのこと、警察官配置が不正受

給対策といいながら決して不正受

給防止にはつながらず保護の必要

な人を保護から排除しているこ

と、保護の制度を理解していない

のは高松市自身であるとの意見が

出され、金教授は、保護の申請権

の侵害が決して許されないこと

あることを法制定時の解説などか

ら明らかにし、高松市の対応が重

大な人権侵害であることを明らか

にしました。高松出身の浅野教授

は、報道のあり方を問う立場か

ら、1月15日のNNNドキュメント「生活保護は助けない」の放

送に対して高松市が抗議文を送つ

たことについて直接高松市に抗議

活動を行つたことなどの報告など

を交えながら、高松市の対応は全

く筋違いと批判しました。竹下弁

護士からは、3人の意見を受け

て、生きる権利が奪われれば取り

返しがきかないこと、高松市の保

護行政が保護の原理原則から外れ

ており、この是正は急務であると

まとめられました。



で行つた。

Kさんはこれを不服として審査請求を申し立てたところ、大阪府知事は前記保護変更決定には理由記載の不備があるとして平成12年7月18日付をもつて原決定を取り消す旨の裁決をしました。これに対し、福祉事務所は、改めて平成12年9月27日付で今度は理由も記載した上で同

年2月1日付と同内容の保護変更決定を行つた。Kさんは再び審査請求を申し立てたが、今度は大阪府知事はKさんの審査請求を棄却する旨の裁決を行つた。

Kさんはさらに再審査請求を申し立てたが、厚生労働大臣もKさんの申立を棄却した。

そこで、Kさんは平成12年9月27日付の保護変更決定の取り消しを求め、平成16年5月19日に大阪地裁に訴訟を提起した。

訴訟は意外な展開を見せた。裁判所は被告に対しいくつかの釈明を行つた。

ところが、福祉事務所は、平成1年1月6日から同月17日まで入院し、入院中も在宅時と同様に介助者の介護を受け入院生活を送つた。

Kさん(車イス使用)は、他人介護料を含む生活保護を受給して在宅生活を送つていた。Kさんは急遽入院することとなり、平成11年12月6日から同月19日に大阪地裁に訴訟を提起した。

そこで、Kさんは平成12年9月27日付の保護変更決定の取り消しを求め、平成16年5月19日に大阪地裁に訴訟を提起した。

訴訟は意外な展開を見せた。裁判所は被告に対しいくつかの釈明を行つた。

1 厚生労働大臣が法8条に基づき設定した保護基準を下回ることになる保護変更決定が許される根拠を明らかにされたい。

2 平成12年7月18日付で大阪府知事が裁決によつて原処罰請求訴訟を提起すべく準備中である。

護受給権がどのようになつたのかについて明らかにされたい。

福祉事務所は裁判所の釈明にまともには答えられなかつた。そして、あろうことか訴訟の途中である平成17年1月1日付で原処分を自ら取り消してしまつたのである。

その結果、以下のようない判決が原告に言い渡された。

1 原告の請求を却下する。  
2 訴訟費用は被告の負担とする。



## 「これでわかる生活保護争訟のすべて」 続編制作中！

生活保護裁判連絡会のみが発行しうるレアで貴重な資料集として絶大な好評を博していたこの資料集も、第4巻が1997年9月に発行されたきり、竹下事務局長のヒマラヤ詣で熱とは裏腹に発行が危惧されておりましたが、竹下事務所の倉庫の奥深くで、実は密かに企画＆作成作業は進行しておるのであります。それがいつ発行できるかはまだ未定ですが、事務局長の恒例のやけくそ発言、「よし、わかった。なんとかする！」が、今を去ることヶ月前の事務局会議で高らかに宣言されたことは事実であります。

